

平成 22 年度事後評価シート（平成 21 年度に実施した施策）

施策名	4. 廃棄物・リサイクル対策の推進	評価年月日	平成 22 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	廃棄物・リサイクル対策部 企画課長 金丸康夫		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第2部)			平成 21 年版環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ (※335ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	3 章	循環型社会の形成
施策(節)	1 節	4 廃棄物・リサイクル対策などの物質循環に係る施策			
その他関連する個別計画		循環型社会形成推進基本計画(平成 20 年 3 月改定)			

※環境・循環型社会・生物多様性白書「平成 21 年度環境の保全に関する施策・平成 21 年度循環型社会の形成に関する施策・平成 21 年度生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策」から該当箇所を記載

② 施策について

施策の方針	<p>廃棄物の発生の抑制、循環資源の適正な利用の促進、適正な処分の確保により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される循環型社会を構築する。</p>				
予算動向		H19 年度	H20 年度	H21 年度	<備考>
	金額(単位:百万円)	93,508	89,026	82,816	
	一般会計	93,508	89,026	82,816	
	特別会計				
施策を構成する具体的手段	<p>【国内及び国際的な循環型社会の構築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 循環型社会形成推進基本計画等の着実な施行。 3R イニシアティブの推進及び「新・ゴミゼロ国際化行動計画」の実行等を通じ、国際協調の推進及び途上国の循環型社会づくりの支援。 <p>【循環資源の適正な 3 R の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、自動車リサイクル法及び資源有効利用促進法の円滑な施行等。 <p>【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法の適切な施行、市町村の一般廃棄物処理事業の 3 R 化のための支援ツールの普及等による一般廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。 一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。 <p>【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物処理法の適切な施行等による産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他その適正処理。 産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量の削減。 PCB 廃棄物の確実かつ適正な処理の実施。 <p>【廃棄物の不法投棄の防止等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 不法投棄や不適正処理（以下「不法投棄等」という。）の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策。 有害な廃棄物の適正な処理の確保等。 有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保。 <p>【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽の整備及び適正な維持管理の推進。 				

③施策の方針に対する総合的な評価

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に進めており、物質フロー指標については、資源生産性、循環利用率、最終処分量のすべてにおいて、目標に向けて進捗しており、目標達成に向け成果が得られている。
平成 20 年 3 月に閣議決定された第 2 次循環型社会形成推進基本計画の第 2 回点検の重点的検討事項として、3 つの社会（循環型社会、低炭素社会、自然共生社会）の総合的取組の状況、地域循環圏の形成を踏まえた循環型社会づくり等に向けた地方公共団体・NGO/NPO による取組、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価を設定し、施策の進捗状況など、点検結果は以下のとおり。
 - ・廃棄物統計の迅速化、精緻化に向けて廃棄物等の正確な把握・調査等を実施。
 - ・リデュース・リユースを中心とした循環型社会地域支援事業による先駆的な地域の取組への支援、リユース食器の利用推進のための自治体向け衛生ガイドラインの作成、ウェブサイト「リ・スタイル」による先進的な取組等の全国への情報発信等、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した取組を推進。
 - ・企業、国民等の関係主体が 3R に自主的に取り組むことを促す 3R エコポイントについての検討や地域の実情に根ざした循環ビジネスの先進的な取組支援など、循環型社会ビジネスの振興のための取組を実施。
 - ・地域循環圏形成に向けて、最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定に向けた調査や循環資源の性質に応じた調査・検討を実施。
 - ・3R 推進全国大会・地方大会の開催、先進事例の表彰、環境に優しい買い物キャンペーン等の普及啓発を通じた一人一人のライフスタイルの変革のための取組を実施。
- 国際的な循環型社会の構築に向けた取組については、環境省がイニシアティブを取って平成 21 年 11 月に東京で開催したアジア 3R 推進フォーラム設立会合において、アジア 15 カ国の参加の下、「アジア 3R 推進フォーラムの設立に関する東京 3R 宣言」が採択され、同フォーラムが設立された。アジアにおける 3R の取組を各国、各主体の連携により推進していくためのプラットフォームが設立されたことにより、将来のアジアの 3R の推進に大きく貢献するものであることから、期待どおりの成果が得られた。
- 平成 21 年 6 月に日中環境大臣間で川崎市-瀋陽市の「環境にやさしい都市協力に関する覚書」を締結するなど、自治体間レベルでのアジアにおける循環型社会構築を支援する取組が大きく進展し、期待した成果が得られた。
- 平成 19 年に設立された UNEP の「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対して平成 20 年度より資金拠出を行うとともに、平成 22 年 3 月には持続可能な資源管理に関するセミナー「持続可能な資源管理とアジア-UNEP 資源パネルの議論を中心に」を開催し、資源パネルの 5 つの対象分野等における研究の国際的議論の現状と、平成 21 年 9 月に発表された同パネル最初の研究報告書であるバイオ燃料に関する報告書において示されている内容を紹介・解説するなど、持続可能な資源管理に関する科学的知見の蓄積・普及にも大きく貢献しており、期待通りの成果が得られた。
- 1992 年の地球サミットで採択された「アジェンダ 21」の実施状況を年次計画に基づいて評価している国連持続可能な開発委員会(CSD)は、2010 年から 2011 年の 2 年間に「廃棄物管理」をテーマの一つに取り上げることとなっている。このため、CSD の事務局である国連経済社会局から、アジア 3R 推進フォーラムの設立など、国際的取組を積極的に行っている環境省に対し、CSD での議論を効果的に進めるため、これら会合へのインプットをとりまとめるための会合の開催が要請された。この要請を受け、CSD18 に向けた会合期間会合として 2010 年 3 月に専門家レベルでの「国連持続可能な廃棄物管理会議準備会合」を東京で開催した。この成果は 2010 年 5 月に開催される CSD18 にインプットすることとしており、国際社会への日本の貢献をアピールするなどの成果が得られた。

【循環資源の適正な 3R の推進】

- 容器包装リサイクル法については、分別収集に取り組む市町村の全市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器が前年度に引き続き 9 割を越え、段ボール製容器で今回 9 割を超えた。プラスチック製容器包装を分別する自治体も着実に増加しており、これに伴い分別収集量も引き続き増加傾向である。
- 家電リサイクル法については、平成 21 年度における再商品化率は、エアコンで 88%（法定基準 70%）、ブラウン式テレビで 86%（同 55%）、液晶・プラズマテレビで 74%（同 50%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫で 75%（同 60%）、電気洗濯機・衣類乾燥機で 85%（同 65%）となっており、法定基準を上回る率が引き続き達成されている。
- 食品リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数は 19 件、再生利用事業者の登録件数は 164 件に増加した。
- 建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成 22 年度の目標値を上回っており、木材については平成 22 年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。特に、木材の再資源化率が向上し、縮減率は減少している。
- 資源有効利用促進法及び自動車リサイクル法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。
以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成 12 年度以降減少する傾向にある。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加してきたが、平成 19 年度以降は横ばいで推移している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。以上のことから、目標達成に向けて着実に進展した。

【産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)】

○前年度に比べ、産業廃棄物の排出量はほぼ横ばいであるが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。平成21年度末時点で、産業廃棄物の再生利用認定制度においては48件が認定を受けており、また、広域認定制度においては184件が認定を受けた。また、無害化処理認定制度においては、1件が認定を受けている。PCB廃棄物の処理については、平成28年7月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制を整備し、処理が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ887件増加し、2,968件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約14%から約19%となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及とともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

- 不法投棄等の対策については、これまで累次にわたる廃棄物処理法の改正による排出事業者の責任追及の強化、不法投棄等に対する罰則の強化等を行うとともに、ITに加えて衛星画像の活用、地方環境事務所を拠点とした関係機関等との連携による監視・啓発活動及び現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等による未然防止・拡大防止対策を着実に推進している。また、不法投棄等に起因する支障の除去等を実施する都道府県等に対して廃棄物処理法や産廃特措法に基づいた財政支援等を行うことにより、不法投棄等の残存事案対策を着実に推進している。
- 有害な廃棄物の適正な処理の確保等については、PFOSを含む残留性有機汚染物質(POPs)を含有する廃棄物や感染性廃棄物の適正処理方策についての検討等を行い、マニュアルや技術的な留意事項等としてとりまとめて関係機関に周知する等の取組を着実に進めている。また、クリアランス廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するための取組も着実に進めている。
- 有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、地方環境事務所と連携し、バーゼル条約に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)による厳格な輸出入審査を実施するとともに、有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談、立入検査等の充実・強化、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップ等の継続的な開催など、有害廃棄物等の適正な輸出入管理と国際的な循環型社会の形成のための取組を着実に推進している。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- 浄化槽処理人口普及率については、平成24年度に12%という目標(廃棄物処理施設整備計画)の達成には大変な困難が伴うと考えられるが、過去5年間の推移を見ると、8.37%から8.87%へと向上しているとともに、平成20年度における浄化槽新設基数は約15万基、浄化槽設置基数は平成16年度から平成20年度の5年間で57万基以上増加し、生活排水対策が着実に進展しているといえる。
- また、平成21年度予算において、環境負荷の高い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換要件の緩和や、先進的な取組を行う事業を浄化槽整備区域促進特別モデル事業として実施(助成率1/2)するなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っている。



④今後の主な課題

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 国内の循環型社会の構築について、今後の主な課題としては以下のとおり。
 - ・循環資源を含めた資源価格の変動、産業構造の変化やインフラ整備の進展など、これまでのシステムに大きな変化が生じている可能性や温室効果ガスを25%削減するという目標などを踏まえ、長期的な視野に立って新しい循環型社会の姿についての検討が必要。
 - ・地域循環圏の形成の推進に当たっては、地域循環圏のための地域計画の策定を引き続き進めつつ各地域で行われている地域循環圏づくりの取組状況について調査を行うとともに、地域住民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体等が連携して地域循環圏を構築し、地域活性化に発展するように支援を行うことが必要。
 - ・環境と経済の好循環を生み出していくため、廃棄物を資源として徹底的に活用し、また、循環型ライフスタイルの定着を図る循環型社会ビジネスの一層の活性化や廃棄物の発生抑制等に取り組み、循環型社会ビジネスの振興を通じた循環型社会づくりの戦略的高度化を図ること。また、その前提となる廃棄物の適正処理を進めることが必要。
 - ・研究分野の成果も活用しながら、引き続き指標相互間の関連を把握しつつ、さらに指標の分析を深め、廃棄物統計等の早期化・速報化や精度向上を進めることが必要。
- 国際的な循環型社会の構築については、国際情勢や国際経済の変動の影響に配慮しつつ、「アジア3R推進フォーラム」についてアジアの様々な主体の参加を得つつ展開し、これらをはじめとする様々な場を活用し、我が国の経験・知見を活かして、アジア各国における3R政策の戦略的・計画的な実施を支援することが必要。具体的には、アジア3R推進フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等の推進が必要。また、2011年5月に開催されるCSD19における世界の廃棄物管理の将来の取組についての政策的議論に対して貢献していくことが必要。さらに、これらのプロセスを通じ、我が国の循環ビジネスのアジアへの展開を促進することも重要。

【循環資源の適正な3Rの推進】

- 循環型社会形成推進基本法の基本原則に基づき、とりわけリデュース、リユースの取組を進める必要がある。各種リサイクル法については、さらなる円滑な施行及び法に定める見直し時期を踏まえた制度の見直しを進める。また、

使用済小型家電に含まれるレアメタルのリサイクルについて、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討が必要。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 一般廃棄物について、バイオマス利活用の推進や廃棄物発電等のエネルギー利用強化を重視しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりが重要。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

- 産業廃棄物の適正処理のために、排出事業者及び処理業者の優良化や電子マニフェストの普及拡大をさらに推進することが必要。また、PCB 汚染物等や微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理体制の構築及び石綿含有廃棄物の安全かつ円滑な処理ルートの確保、安全・安心な産業廃棄物最終処分場の確保が必要。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行うことが必要。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

- 不法投棄等の事案については、ピーク時より件数・量ともに減少又は減少傾向にあるものの、年間 300 件程度、20 万トン程度の不法投棄事案が新たに判明している。また、未だ必要な生活環境保全上の支障又はそのおそれの除去等の措置が完了していないものが、平成 20 年度末時点で 2,675 件、約 17 百万トンの不法投棄等の事案が残存しており、そのうち現に生活環境保全上の支障又はそのおそれがあり、それらの支障の除去を直ちに又は計画的に実施しなければならないと報告のあったものが数十事案ある。このため、引き続き生活環境保全上の支障又はそのおそれのある事案に係る支障除去等事業を着実に進めるとともに、新たな大規模事案を発生させないため、不法投棄等の未然防止・拡大防止対策を引き続き強化することが必要。
- 有害な廃棄物の発生抑制・適正処理のため、引き続き製品の製造・使用段階を含めた管理を推進することが必要。また、改正された放射線障害防止法に基づきクリアランスされる廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するためのトレーサビリティの確保を図ることが必要。
- これまでに、ブラウン管テレビの中古判断基準の策定や税関と連携・協力した水際対策等をおこなってきたところであるが、昨今、アジア各国の急速な経済成長に伴う資源需要の増大等を背景に、我が国からの循環資源の輸出が急増している一方、脱法的な廃棄物等の輸出や輸出先での環境上不適正な処理に伴う健康や環境への影響が懸念されていることから、引き続き、アジア地域全体での監視体制を強化しつつ、有害廃棄物等の不法輸出入の防止対策の強化を図るを進めることが必要。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

- 浄化槽の普及率は、平成 16 年度から平成 20 年度までの推移を見ると、8.37%から 8.87%へと向上したにとどまっており、廃棄物処理基本計画に示されている平成 24 年度に普及率 12.0%の達成は難しい状況にある。
- 単独処理浄化槽は平成 13 年度から新規設置を禁止して以来、設置基数は減少しており、平成 20 年度は年間約 19 万基減少したが、合併処理浄化槽と合わせた全設置基数のうち、未だ約 65%を占めているため、合併処理浄化槽への転換をより一層推進していく必要がある。
- 浄化槽法第 11 条に基づく定期検査（以下「11 条検査」という。）の受検率は、平成 20 年度に 27.2%と平成 19 年度に比べて 1.5 ポイント増加したものの、低い水位で推移しており、今後も法定検査の受検率向上に向けた取組をより一層推進していく必要がある。



⑤今後の主な取り組み

【国内及び国際的な循環型社会の構築】

- 国内の循環型社会の構築については、近年の変化に対応できる施策に活かすため、中長期の循環型社会の姿について検討を行う。また、引き続き、地域循環圏の形成の推進のための検討や地域循環圏のための地域計画の策定、各地域で行われている地域循環圏づくりの取組状況について調査を行うとともに、地域住民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体等が連携して実施する地域の取組への支援を行う。
さらに、3R 推進全国大会及び地方大会、循環型社会形成推進功労者大臣表彰など、ライフスタイルの変革や発生抑制等のための普及啓発・調査検討に取り組むとともに、地域一体となって経済的手法を活用した 3R を促すため、3R エコポイント導入のためのガイドラインの作成や循環型社会ビジネス振興の支援を行う。
このほか、研究分野とも連携しながら、物質フロー指標等の課題や方向性について検討するとともに、廃棄物統計の早期化・速報化や精度向上を進める。
- 国際的な循環型社会の構築については、アジアにおける循環型社会の構築に向けて、アジア 3R 推進フォーラムについて会合の定期的開催、参加者間の情報共有等を進め、アジア 3R 推進フォーラムの下で、3R に関するハイレベルの政策対話の促進、各国における 3R プロジェクト実施への支援の促進、3R 推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化等を進めていく。また、二国間の 3R 推進の協力の構築と展開を進める。この中で我が国の循環ビジネスのアジアへの展開に向けた基盤整備を行う。さらに、CSD19 への貢献のため、世界レベルの廃棄物管理推進の議論を進めるための意見の集約にリーダーシップを取って貢献する。

【循環資源の適正な3Rの推進】

○容器包装リサイクルについては、容器包装のリユースの促進について、マイボトル・マイカップなどの普及促進に向けた普及啓発活動を行う。また、容器包装プラスチックの再商品化手法及び入札制度のあり方について、中長期的な課題の議論を行う。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。建設リサイクルについては、平成20年12月のとりまとめを踏まえ、建設リサイクル法基本方針の見直しを行う。自動車リサイクルについては、平成22年1月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめを行ったことから、本報告書における提言事項を踏まえ、必要な措置を講ずる予定。他の個別リサイクル法についてもリデュース・リユースの取組をさらに進めつつ、政省令の整備や普及啓発等により円滑な施行を行う。また、レアメタルのリサイクルについては、効率的・効果的な回収方法の検討、回収された使用済小型家電についてレアメタルの含有実態の把握等の実施、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理等についての検討を引き続き行い、経済性の検討及びリサイクルシステムの構築に向けた課題の整理を行っていく。

【一般廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○一般廃棄物について、バイオマス利活用の推進や廃棄物発電等のエネルギー利用の強化、廃棄物処理施設における基幹的設備の改良事業に対する支援等を実施しながら、低炭素社会と循環型社会の一体的な構築を地域から実現する循環型の地域づくりを進めていく。

【産業廃棄物対策（排出抑制・リサイクル・適正処理等）】

○産業廃棄物について、優良な処理業者の育成や電子 manifests の普及等をより推進するために、引き続き、暴力団排除対策の推進、制度の普及及び導入時のインセンティブの周知を行う。また、3R及び適正処理の推進のための取組を引き続き推進するとともに、PCB 廃棄物処理の推進方策及び最終処分場の基準のあり方についての検討を行うなど、安心・安全な最終処分等の計画的確保を図る。さらに、廃棄物処理制度の施行状況の評価及び点検を行い、必要に応じて見直しを行う。

【廃棄物の不法投棄の防止等】

○不法投棄等の対策については、引き続き現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況等の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去等事業を展開する。
また、不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地のイメージアップや廃棄物最終処分所の立地の促進を図るため、これら跡地等の利活用方策のモデル事業を行う。
○水銀や残留性有機汚染物質（POP s）等の有害特性を有する化学物質を含む廃棄物について、生活環境保全上の支障等の未然防止を図るため、国際動向に対応し、適正な処理を確保するための仕組みを構築する。
○有害廃棄物等の不法輸出入監視能力の強化とアジアでの資源の適正な循環の確保を図る。

【浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理】

○平成22年度より単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽撤去費用への助成要件の年限撤廃や、省エネルギー対応型の浄化槽の整備を行う際、一定の要件に合致する市町村に対し「低炭素社会対応型浄化槽整備促進事業」（助成率1/2）として実施するなど、浄化槽整備事業に対する支援の充実を図っていく。
○浄化槽に関するシンポジウム、環境省ホームページ等による積極的な普及啓発を行う。
○市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定において、ノウハウの提供等支援する取組を行う。



施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組を引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	⑤	定員要求を図る

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	⑤

目標 4-1	国内及び国際的な循環型社会の構築							
	循環型社会形成推進基本計画等を着実に施行して国内における循環型社会の構築を図るとともに、ゴミゼロ国際化行動計画等に基づいて国際的な循環型社会構築を図る。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	第3章 循環型社会の形成							
関係課・室	企画課循環型社会推進室							
指標の名称及び単位	①資源生産性 [万円/ト] (GDP÷天然資源等投入量) ②循環利用率 [%] (循環利用量÷総物質投入量(天然資源等投入量+循環利用量)) ③最終処分量 [百万ト] (廃棄物最終処分量)							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	約33	約35	約36	—	—	42	
	②	約12	約13	約14	—	—	14~15	
	③	約32	約29	約27	—	—	23	
目標を設定した根拠等	基準年	平成12年度			基準年の値	①約26	②約10	③約56
	根拠等	第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月)						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○循環型社会形成推進基本計画に基づく施策を総合的かつ計画的に進めており、物質フロー指標については、資源生産性、循環利用率、最終処分量のすべてにおいて、目標に向けて進捗しており、目標達成に向け成果が得られている。</p> <p>平成20年3月に閣議決定された第2次循環型社会形成推進基本計画の第2回点検の重点的検討事項として、3つの社会(循環型社会、低炭素社会、自然共生社会)の総合的取組の状況、地域循環圏の形成を踏まえた循環型社会づくり等に向けた地方公共団体・NGO/NPOによる取組、物質フロー指標や取組指標の定量的な把握・評価を設定し、施策の進捗状況など、点検結果は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物統計の迅速化、精緻化に向けて廃棄物等の正確な把握・調査等を実施 ・リデュース・リユースを中心とした循環型社会地域支援事業による先駆的な地域の取組への支援、リユース食器の利用推進のための自治体向け衛生ガイドラインの作成、ウェブサイト「リ・スタイル」による先進的な取組等の全国への情報発信等、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した取組を推進。 ・企業、国民等の関係主体が3Rに自主的に取り組むことを促す3Rエコポイントについての検討や地域の実情に根ざした循環ビジネスの先進的な取組支援など、循環型社会ビジネスの振興のための取組を実施。 ・地域循環圏形成に向けて、最適な規模の地域循環圏のための地域計画の策定に向けた調査や循環資源の性質に応じた調査・検討を実施。 ・3R推進全国大会・地方大会の開催、先進事例の表彰、環境に優しい買い物キャンペーン等の普及啓発を通じた一人一人のライフスタイルの変革のための取組を実施。 <p>○国際的な循環型社会の構築に向けた取組については、環境省がイニシアティブを取って平成21年11月に東京で開催したアジア3R推進フォーラム設立会合において、アジア15カ国の参加の下、「アジア3R推進フォーラムの設立に関する東京3R宣言」が採択され、同フォーラムが設立された。アジアにおける3Rの取組を各国、各主体の連携により推進していくためのプラットフォームが設立されたことにより、将来のアジアの3Rの推進に大きく貢献するものであることから、期待どおりの成果が得られた。</p> <p>○平成21年6月に日中環境大臣間で川崎市・瀋陽市の「環境にやさしい都市協力に関する覚書」を締結するなど、自治体間レベルでのアジアにおける循環型社会構築を支援する取組が大きく進展し、期待した成果が得られた。</p> <p>○平成19年に設立されたUNEPの「持続可能な資源管理に関する国際パネル」に対して平成20年度より資金拠出を行うとともに、平成22年3月には持続可能な資源管理に関するセミナー「持続可能な資源管理とアジア-UNEP資源パネルの議論を中心に」を開催し、資源パネルの5つの対象分野等における研究の国際的議論の現状と、平成21年9月に発表された同パネル最初の研究報告書であるバイオ燃料に関する報告書において示されている内容を紹介・解説するなど、持続可能な資源管理に関する科学的知見の蓄積・普及にも大きく貢献しており、期待通りの成果が得られた。</p> <p>○1992年の地球サミットで採択された「アジェンダ21」の実施状況を年次計画に基づいて評価している国連</p>							

持続可能な開発委員会(CSD)は、2010年から2011年の2年間に「廃棄物管理」をテーマの一つに取り上げることとなっている。このため、CSDの事務局である国連経済社会局から、アジア3R推進フォーラムの設立など、国際的取組を積極的に行っている環境省に対し、CSDでの議論を効果的に進めるため、これら会合へのインプットをとりまとめるための会合の開催が要請された。この要請を受け、CSD18に向けた会期間会合として2010年3月に専門家レベルでの「国連持続可能な廃棄物管理会議準備会合」を東京で開催した。この成果は2010年5月に開催されるCSD18にインプットすることとしており、国際社会への日本の貢献をアピールするなどの成果が得られた。

【必要性】

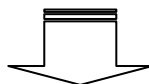
- 我が国の経済社会を、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型から持続可能な社会へと変えていくためには、循環型社会の形成を図るための施策を総合的かつ計画的に推進し、我が国の経済社会活動を循環型に変えていくことが必要である。
- 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）に基づく「第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月閣議決定）」に従い、各種施策を推進しつつ、進捗状況や目標の達成状況を検証し、その効果を各種施策に反映していくとともに、年次報告等を活用して計画の普及を図ることが必要である。また、循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の3つの社会の統合的取組のさらなる推進、地域循環圏の形成による地域活性化につなげること等が必要である。
- 世界的な経済危機に伴う資源需要の変動、中長期的に予想される資源制約に適切に対応していくためには、国際的な連携と協力をさらに進めることにより、3Rの推進等を通じた循環型社会の形成を国際的に推進する必要がある。

【有効性】

- 平成19年度における資源生産性及び循環利用率が平成12年度に比べてそれぞれ約37%及び約3.5ポイント上昇するとともに、最終処分量は平成12年度と比べ約53%減少しており、平成27年度目標に向けて着実に進捗しており、循環型社会の構築が進展している。
- 循環型社会形成推進基本計画の進捗状況を毎年点検することにより、循環型社会の形成に向けた進捗を定量的に把握するとともに、その要因を解析することで、具体的な施策への反映も可能となっている。こうした結果は閣議報告し、さらに年次報告にとりまとめて国会に報告するとともに、一般向けには環境・循環型社会白書として環境省ホームページに公表している。
- アジア各国における経済発展に伴う廃棄物の増加・質の多様化に対応するため、「アジア3R推進フォーラム」の下で廃棄物管理に関する我が国の知見・経験を活用した3R推進のための国別戦略の策定支援（タイ、バングラデシュ、カンボジア、フィリピン、ベトナム、インドネシア）、3Rナレッジハブなど情報・技術の拠点整備等の支援を行い、G8各国はもとより、アジア等の途上国においても、情報や経験の共有が進み、3R関連の制度や戦略の策定、能力向上の取組が進展している。また、二国間協力の推進による具体的な3R活動の実践の推進、国連への協力による世界的な議論への貢献により、幅広い範囲を対象にした3Rの推進に効果的であった。

【効率性】

- 循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会の形成に向けた施策の総合的かつ計画的な推進に不可欠であり、同計画の進捗状況及び目標の達成状況の検証を実施し、施策に反映していくことは、計画の推進を効率的に実施していくために重要な施策である。
- 国民に対する普及啓発活動では、インターネット等の利用可能なメディアを活用して広く国民に対して情報提供を行い、啓発効果が上がるよう対象を絞って効率的に実施した。また、年次報告の作成・公表、地方環境事務所における説明会により施策の状況を国民に紹介している。
- アジア等における3Rの推進に関しては、国連環境計画等の国際機関が実施する活動との連携・協力を図っているほか、我が国の地方自治体、NGO等の民間団体、関連学界等とも連携・協力し、その知見・経験・人材を活用して、効率的に推進している。また、アジア3R推進フォーラム設立会合や国連持続可能な廃棄物管理会議準備会合を開催し、アジアや世界全体の廃棄物管理・3Rに関する様々な関係者を集め、幅広い課題の集約と今後の取組についての意見をまとめることができ、またそれを地域レベル及び世界レベルに共有することができ、国際的な3R推進の議論が効率的に進展した。



＜今後の展開＞

- 平成22年3月に閣議報告された第2次循環基本計画の進捗状況の第2回点検結果に基づき、循環資源を含めた資源価格の変動、産業構造の変化やインフラ整備の進展など、これまでのシステムに大きな変化が生じている可能性や温室効果ガスを25%削減するという目標などを踏まえ、長期的な視野に立って新しい循環型社会の姿についての検討を進める。
地域循環圏の形成の推進に当たっては、地域循環圏のための地域計画の策定を引き続き進めつつ各地域で行われている地域循環圏づくりの取組状況について調査を行うとともに、地域住民、NGO/NPO、事業者、地方公共団体等が連携して地域循環圏を構築し、地域活性化に発展するように支援を行う。

環境と経済の好循環を生み出していくため、廃棄物を資源として徹底的に活用し、また、循環型ライフスタイルの定着を図る循環型社会ビジネスの一層の活性化や、D f E製品の設計・製造等を通じた廃棄物の発生抑制等に取り組み、循環型社会ビジネスの振興を通じた循環型社会づくりの戦略的高度化を図る。

研究分野の成果も活用しながら、引き続き指標相互間の関連を把握しつつ、さらに指標の分析を深める。また、廃棄物統計等の早期化・速報化や精度向上を進める。

○アジアにおける循環型社会の構築に向けて、アジア3R推進フォーラムについて会合の定期的開催、参加者間の情報共有等を進め、アジア3R推進フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化、市民、NGO/NPOによるアジア3R推進市民フォーラムの支援等を進めていく。また、二国間の3R推進の協力の構築と展開を進める。この中で我が国の循環型社会のアジアへの展開に向けた基盤整備を行う。さらに、CSD19への貢献のため、世界レベルの廃棄物管理推進の議論を進めるための意見の集約にリーダーシップを取って貢献する。

目標 4-2	循環資源の適正な3Rの推進						
	各種リサイクル法の円滑な施行等により、循環資源の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進する。						
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	3章1節 循環型社会の形成に向けた法制度の施行について						
関係課・室	リサイクル推進室						
指標の名称及び単位	<p>①容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量 [千ト]</p> <p>ア. 無色のガラス製容器 カ. プラスチック製容器包装</p> <p>イ. 茶色のガラス製容器 キ. スチール製容器</p> <p>ウ. その他の色のガラス製容器 ク. アルミ製容器</p> <p>エ. 紙製容器包装 ケ. 段ボール製容器</p> <p>オ. ペットボトル コ. 飲料用紙製容器</p> <p>②家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率 [%]</p> <p>ア. 家庭用エアコン イ. テレビ ウ. 冷蔵庫・冷凍庫 エ. 洗濯機・衣類乾燥機</p> <p>③食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率 [%]</p> <p>食品産業全体 ア. 食品製造業 イ. 食品卸売業 ウ. 食品小売業</p> <p>エ. 外食産業</p> <p>④建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率 [%]</p> <p>ア. コンクリート塊 イ. アスファルト・コンクリート塊 ウ. 建設発生木材</p> <p>⑤資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率 [%]</p> <p>ア. デスクトップパソコン イ. ノートブックパソコン ウ. ブラウン管式表示装置</p> <p>エ. 液晶式表示装置 オ. ニカド電池 カ. ニッケル水素電池 キ. リチウムイオン電池</p> <p>ク. 小形制御弁式鉛蓄電池</p> <p>⑥自動車リサイクル法における自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）及びガス発生器（エアバッグ類）の再資源化率 [%]</p> <p>ア. 自動車破碎残さ（シュレッダーダスト） イ. ガス発生器（エアバッグ類）</p> <p>⑦（間接）容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数（全市町村数に対する割合）[市町村数(%)]</p> <p>ア. 無色のガラス製容器 カ. プラスチック製容器包装</p> <p>イ. 茶色のガラス製容器 キ. スチール製容器</p> <p>ウ. その他の色のガラス製容器 ク. アルミ製容器</p> <p>エ. 紙製容器包装 ケ. 段ボール製容器</p> <p>オ. ペットボトル コ. 飲料用紙製容器</p>						
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値
指標	①ア	342	339	332	327	調査中	H24年度 356 (計画値)

イ	293	292	291	287	調査中		307 (計画値)
ウ	174	181	186	181	調査中		184 (計画値)
エ	71	82	83	84	調査中		171 (計画値)
オ	252	268	283	284	調査中		340 (計画値)
カ	559	609	644	672	調査中		1,004 (計画値)
キ	330	305	275	249	調査中		307 (計画値)
ク	140	134	126	124	調査中		152 (計画値)
ケ	555	584	583	554	調査中		781 (計画値)
コ	16	16	17	15	調査中		28 (計画値)
② ア	84	86	87	89	調査中	各年度	60(～H20 年度) 70(H21 年度～)
イ	77	77	86	89	調査中		55(ブラウン管) 50(液晶・プラズマ)
ウ	66	71	73	74	調査中		50(～H20 年度) 60(H21 年度～)
エ	75	79	82	84	調査中		50(～H20 年度) 65(H21 年度～)
③ ア	52	53	54	調査中	調査中	H24 年度	—
イ	81	81	81	調査中	調査中		85
ウ	61	62	62	調査中	調査中		70
エ	31	35	35	調査中	調査中		45
オ	21	22	22	調査中	調査中		40
④ ア	98	-	-	97	-	H22 年度	95
イ	99	-	-	98	-		95
ウ	91	-	-	89	-		95
⑤ ア	75.2	76.0	75.1	77.3	調査中	各年度	50
イ	53.2	54.7	53.7	54.1	調査中		20
ウ	76.9	75.8	78.1	75.4	調査中		55
エ	66.3	68.9	70.7	70.8	調査中		55
オ	73.2	73.3	73.5	73.3	調査中		60
カ	76.5	76.6	76.6	76.6	調査中		55
キ	63.0	62.2	64.1	63.3	調査中		30
ク	50.0	50.0	50.0	50.0	調査中		50
⑥ ア	48.0～70.0	63.7～75.0	64.2～78.0	72.4～80.5	調査中	各年度	30
イ	93.0～94.7	93.5～95.1	92.0～94.7	94.1～94.9	調査中		85
⑦ ア	1,753 (95.1%)	1,732 (94.8%)	1,736 (95.6%)	1,723 (95.7%)	調査中	H24 年度	1,784 (97.9%) (計画値)
イ	1,760 (95.4%)	1,736 (95.0%)	1,741 (95.9%)	1,724 (95.8%)	調査中		1,786 (98.0%) (計画値)
ウ	1,747 (94.7%)	1,726 (94.5)	1,731 (95.3%)	1,716 (95.3%)	調査中		1,794 (98.2%) (計画値)
エ	551 (29.9%)	599 (32.8%)	696 (38.3%)	644 (35.8%)	調査中		974 (53.3%) (計画値)

	オ	1,747 (94.7%)	1,752 (95.9%)	1,765 (97.2%)	1,765 (98.1%)	調査中	1,806 (98.9%) (計画値)
	カ	1,160 (62.9%)	1,234 (67.5%)	1,304 (71.8%)	1,308 (72.7%)	調査中	1,517 (83.0%) (計画値)
	キ	1,826 (99.0%)	1,793 (98.1%)	1,795 (98.8%)	1,780 (98.9%)	調査中	1,821 (99.7%) (計画値)
	ク	1,827 (99.1%)	1,800 (98.5%)	1,799 (99.1%)	1,780 (98.9%)	調査中	1,822 (99.7%) (計画値)
	ケ	1,551 (84.1%)	1,588 (86.9%)	1,627 (89.6%)	1,620 (90.0%)	調査中	1,759 (96.3%) (計画値)
	コ	1,344 (72.9%)	1,355 (74.2%)	1,405 (77.4%)	1,390 (77.2%)	調査中	1,591 (87.1%) (計画値)
	基準年	-			基準年の値	-	
目標を設定した根拠等	根拠等	<p>①、⑦容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律</p> <p>②特定家庭用機器再商品化法施行令</p> <p>③食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針</p> <p>④特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等に関する基本方針</p> <p>⑤パーソナルコンピュータの製造等の事業を行う者の使用済パーソナルコンピュータの自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令、及び密閉形蓄電池の製造等の事業を行う者及び密閉形蓄電池使用製品の製造等の事業を行う者の使用済密閉形蓄電池の自主回収及び再資源化に関する判断の基準となるべき事項を定める省令</p> <p>⑥使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則</p>					
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <p>○容器包装リサイクル法については、分別収集に取り組む市町村の全市町村の割合は、ガラス製容器、ペットボトル、スチール製容器、アルミ製容器が前年度に引き続き9割を越え、段ボール製容器で今回9割を超えた。プラスチック製容器包装を分別する自治体も着実に増加しており、これに伴い分別収集量も引き続き増加傾向である。</p> <p>○家電リサイクル法については、平成21年度における再商品化率は、エアコンで88%（法定基準70%）、ブラウン式テレビで86%（同55%）、液晶・プラズマテレビで74%（同50%）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫で75%（同60%）、電気洗濯機・衣類乾燥機で85%（同65%）となっており、法定基準を上回る率が引き続き達成されている。</p> <p>○食品リサイクル法については、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数は19件、再生利用事業者の登録件数は164件に増加した。</p> <p>○建設リサイクル法については、コンクリートとアスファルトについて既に平成22年度の目標値を上回っており、木材については平成22年度の目標達成に向け再資源化等率が上昇してきている。特に、木材の再資源化率が向上し、縮減率が減少している。</p> <p>○資源有効利用促進法については、目標値を上回る再資源化が実施されている。</p> <p>○自動車リサイクル法については、自動車破碎残さ（シュレッダーダスト）について72.4～80.5%（目標値30%）、エアバッグ類について94.1～94.9%（目標値85%）と目標値を上回る再資源化が実施されている。</p> <p>以上のことから、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</p> <p>【必要性】</p> <p>○最終処分場の残余容量のひっ迫が深刻な状況となっている中、廃棄物の発生抑制や資源の有効利用の観点から、従来、焼却処分、埋立処分されていた廃棄物、特に、発生量の多い容器包装、家電、自動車などの廃棄物及び建設廃棄物の資源としての循環的な利用を促進するため、各種リサイクル制度の適正な運用が必要である。個別のリサイクル法については、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクル法については、一般家庭から排出される廃棄物のうち容積比で約6割を占める容器包装廃棄物を削減し、家庭から排出される廃棄物の削減に資するとともに、資源の有効利用を促進するために法の適切な運用が必要である。 						

- ・ 使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため、自動車リサイクル法の適正な施行を推進することが必要である。
- ・ 食品リサイクルについては、多量発生事業者に係る定期の報告や食品関連事業者の再生利用等の取組の円滑化を促進するため、関係者に対する普及啓発等を行う必要がある。
- ・ 国際的な資源問題への対応や有害物質管理の必要性が高まっていることも踏まえ、使用済小型家電からのレアメタルのリサイクルについて、効率的・効果的な回収方法や適正処理方法等の検討が必要である。

【有効性】

- 容器包装リサイクル法の施行以降、市町村における容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化は大きく進展しており、分別収集総量では約125万トン（平成9年度）から約278万トン（平成20年度）に増加している。また、個々の特定事業者においても、容器包装の軽量化・薄肉化等による使用量の削減や、詰め替え型容器の開発、リターナブルシステムの調査・研究を行うなど、容器包装の削減に向けた取組が進展している。さらに、3R推進マイスター制度や表彰制度の活用により、レジ袋を始めとした容器包装の排出抑制の取組や地域における連携・協働の取組が進展した。
- 家電リサイクル法について、平成21年度に全国の家電リサイクルプラントに搬入された廃家電は18,786千台（前年度比約45.8%増）であり、全体的に順調に推移した。また、再商品化率については、政令で定められた基準を超えて再商品化が実施された。
- 食品リサイクル法について、「食品リサイクル制度における登録再生利用事業者制度の説明、リサイクルループの事例紹介及び再生利用施設の現場見学に関する地域別説明会」を全国8箇所で開催し、再生利用事業者等に対し、普及啓発を行うことにより、食品関連事業者の再生利用等の実施率の向上に資する再生利用事業計画の認定件数や再生利用事業者の登録件数が増加した。
- 建設リサイクル法について、平成20年12月にまとめられたとりまとめに基づき、分別解体省令及び建設リサイクル法施行規則の改正を行い、届出様式の見直し及び木材の分別解体に係る施工順序を詳細化した。それにより、建設発生木材のより一層の再資源化等が図られる。
- 自動車リサイクル法について、自動車製造事業者等による処理体制の整備促進や処理の効率化により自動車破砕残さ（シュレッダーダスト）及びガス発生器（エアバッグ類）の再資源化率（平成20年度）はすべてのメーカーで目標値を達成しており、効果を上げている。
- 資源有効利用促進法について、パソコン、小形二次電池の再資源化率（平成20年度）についてはすべての製品区分で目標値を達成しており、効果を上げている。
- レアメタルのリサイクルについて、「使用済小型家電からのレアメタルの回収及び適正処理に関する研究会」を設置し、平成20年12月より会合を計5回開催したほか、全国7地域で使用済小型家電の回収モデル事業を実施し、使用済小型家電の効率的な回収方法、レアメタルの回収技術、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性、についてデータを収集し分析を行った。

【効率性】

- 環境省が実施している各リサイクル制度の運営上の課題に関する調査研究等により、リサイクル事業の円滑な実施、更なる推進が図られることとなり、各種リサイクル制度の適正な施行を図る上で効率的である。
- 施策の実施に必要な予算額に比して、その結果として事業の円滑化及び発展が見込まれるリサイクル事業に係る経済規模は相当程度の大きさであり、期待される効果は大きなものと考えられる。
- 地方環境事務所と連携することにより、家電量販店への立入検査等による家電リサイクル法の適正かつ円滑な施行を効率的に推進した。実際に、家電リサイクル法に基づき、地方環境事務所は、530件の立入検査を行い、うち1件について勧告を行った（平成21年度）。また、地方環境事務所による自動車製造業者等への立入検査、関係自治体による関連事業者の指導等を通じ、自動車リサイクル法の適正な施行を効率的に推進した。平成21年度の自動車リサイクル法に基づく立入検査は282件であった。



＜今後の展開＞

- 循環資源の3Rについては、各種リサイクル法において着実な成果をあげているが、更なるシステムの充実強化や、法に定める評価・検討の時期を迎えることから、下記の政策を展開する。
 - ・ 容器包装リサイクルについては、容器包装廃棄物のリデュース、リユースに重点を置いた普及啓発活動を展開するとともに、容器包装プラスチックの再商品化手法及び入札制度のあり方について、中長期的な課題の議論を行う。また、引き続き、容器包装のリサイクルについて、更に信頼性を高めるための検討を進める。
 - ・ 家電リサイクルについては、平成21年4月より追加された対象機器を含め、適切なりサイクルが行われるよう法制度を円滑かつ着実に実施する。
 - ・ 食品リサイクルについては、平成21年度に提出のあった多量発生事業者からの定期の報告を分析し、発生抑制の数値目標を規定する基準となる原単位データの検討を引き続き行う。また、食品リサイクル法に関する地方自治体向け説明会などを実施し、食品リサイクルを着実に進める。

- ・ 建設リサイクルについては、平成20年12月にまとめられた、とりまとめを基に、建設リサイクル法基本方針の改正を行う予定。
- ・ 自動車リサイクルについては、法の施行状況について検討を行うとともに、平成22年1月に「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」の取りまとめを行ったところ。今後、本報告書における提言事項を踏まえ、必要な措置を講ずる予定。
- ・ 資源有効利用促進法については、パソコン及び小形二次電池の流通実態等の把握を行いながら、適切かつ円滑な運用に努める。
- ・ レアメタルのリサイクルについては、使用済小型家電の回収モデル事業を引き続き実施し、効率的な回収方法のあり方を検討するなど、リサイクルシステムの構築に向けた課題の整理を行っていく。

目標 4-3	一般廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)							
	一般廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	3章1節 循環型社会の形成に向けた法制度の施行について							
	3章2節 循環型社会を形成する基盤整備							
関係課・室	廃棄物対策課							
指標の名称及び単位	①一般廃棄物の排出量 [百万ト] (国民1人当たり [g/日]) ②一般廃棄物のリサイクル率 [%] ③一般廃棄物の最終処分量 [百万ト] ④一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量 [g-TEQ/年] ⑤ (参考) ごみ発電の総発電能力 [MW] ⑥ (参考) ごみ発電の総発電量 [GWh]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	53(1,131)	52(1,115)	51(1,089)	48(1,033)	H24年度	50	
	②	19	20	20	20		25	
	③	7.3	6.8	6.3	5.5	H22年度	6.4	
	④	62	54	52	42		51	
	⑤	1,512	1,590	1,604	1,615	H24年度	2,500	
	⑥	7,090	7,190	7,132	6,935	H21年度	11,800	
目標を設定した根拠等	基準年	①～②平成19年度 ③平成9年度 ④平成15年度			基準年の値	①52 ④71	②20	③12
	根拠等	①～②廃棄物処理施設整備計画 ③廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 ⑤、⑥京都議定書目標達成計画、廃棄物処理施設整備計画						
評価・分析	【達成の状況】 ○一般廃棄物の排出量は、総量及び国民一人当たりの排出量とともに平成12年度以降減少する傾向にあり、平成20年度は、前年度に比べそれぞれ2,710千トン/年、56g/日減少している。一般廃棄物のリサイクル率については毎年着実に増加してきたが、平成19年度以降は横ばいで推移している。一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少している。焼却炉から排出されるダイオキシン類は、着実に減少している。また、循環型社会形成推進交付金の活用等により、市町村が広域的かつ総合的に施設整備を行うなど地域における循環型社会づくりが進展しつつある。以上のことから目標達成に向けて着実に進展している。							
	【必要性】 ○近年、我が国における社会経済活動が拡大し、国民生活が物質的に裕福になる一方で、廃棄物の排出量は高水準で推移し、最終処分場の残余年数のひっ迫、廃棄物の焼却施設からのダイオキシン類の発生等、廃棄物をめぐる様々な問題が指摘されてきている。 ○大量生産、大量消費、大量廃棄型の従来の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、物質循							

環を確保することにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の実現を図ることが急務である。

- このため、国民、事業者、国及び地方公共団体が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取組を図ることが必要である。
- 国は、国民及び事業者の自主的な取組を促進するため、先進的な事例に関する情報提供等により普及啓発に努めるとともに、事業者による廃棄物の円滑な再生利用を図る観点から、必要な措置を講ずることが求められている。
- また国は、市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き及び市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針を平成19年6月に策定したところであり、これらに基づき、技術的及び財政的な支援に努めることが求められている。
- 平成20年度における廃棄物分野からの温室効果ガスの排出量は、京都議定書の基準年度（平成2年度）に比べ、6.3%増加している状況にあり、廃棄物処理施設の整備に当たっては、温室効果ガスの排出抑制に配慮することが極めて重要である。

【有効性】

- 一般廃棄物（ごみ）の排出量は、総量及び国民1人当たりの排出量ともに平成12年度以降減少する傾向（平成20年度は前年度に比べ、それぞれ271万ト、56g/日減少）にある。
- 一般廃棄物のリサイクル率については、容器包装リサイクル法の浸透等により、毎年着実に増加してきたが、平成19年度以降は横ばいで推移（平成20年度は前年度と同値）している。廃棄物系バイオマスについては、平成21年度もモデル事業を実施するなど、利活用に向けた検討を行っている。
- 一般廃棄物の最終処分量については毎年順調に減少（平成20年度は前年度に比べ、82万ト減少）しており、残余容量は17万m³減少とその減少幅は縮小傾向にある（平成19年度は834万m³減少）。しかしながら、地域によっては最終処分場がひっ迫している場合があることから、市町村は引き続き一般廃棄物処理の3R化を進める必要がある。
- 一般廃棄物焼却炉から排出されるダイオキシン類については、平成12年9月策定の目標が達成されたことを受け、17年6月に22年末の新たな削減目標値(51g-TEQ)を定めたところであり、ごみ処理の広域化の推進等により20年(20年4月1日から21年3月31日まで)も19年に比べ排出量を10g-TEQ削減した。
- ごみ発電の総発電能力については、順調に増加していたが、近年は微増傾向で、平成19年度は前年度に比べ、約1%の増加にとどまっている。このため、平成21年度から循環型社会形成推進交付金において、高効率ごみ発電施設の整備に係る交付率を1/2とする新たなメニューを追加した。また、温室効果ガスの排出抑制への取組を進めるため、平成20年3月に閣議決定された廃棄物処理施設整備計画において、ごみ焼却施設の総発電能力の数値目標(2,500MW)を設定した。
- 一般廃棄物処理施設等については、平成17年度に、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物・リサイクル施設の整備を推進するため、循環型社会形成推進交付金制度を創設したところであり、平成21年度には、新たに42の地域において「循環型社会形成推進地域計画」が策定され、施設整備及び調査等が実施された。

【効率性】

- 一般廃棄物処理施設の整備事業については、市町村等において循環型社会形成推進地域計画の作成に当たって費用対効果分析を行っており、国はその分析を参考に補助採択を決定し、効率性の一層の向上を図っている。
- 循環型社会の形成に向け、コスト分析の手法を市町村に提供し、その普及を進めているところであり、排出抑制、再生利用及び適正処分を推進するために効率性の高い施策を推進しているところである。
- 廃棄物処理施設は、今後維持管理や更新費用の増大が見込まれ、かつ機能面で社会の要請に応えられなくなっていくことが懸念される。我が国の厳しい財政状況の中で、コスト縮減を図りつつ、必要な廃棄物処理施設を徹底的に活用していく必要がある。



＜今後の展開＞

- 市町村の一般廃棄物処理事業の3R化を進め、地域における循環型社会づくりを実現するとともに、廃棄物系バイオマスの利活用や、高効率ごみ発電等の温室効果ガスの排出抑制に資する施設の整備、施設内の省エネルギー化を進めることにより、脱温暖化社会にも貢献する。
- 廃棄物処理施設にストックマネジメントの手法の導入、交付金等による廃棄物処理施設における基幹的設備の改良支援をすることにより、計画的かつ効率的な維持管理や更新を推進し、施設の長寿命化・延命化を図る。
- 一般廃棄物会計基準、一般廃棄物処理有料化の手引き、市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針の普及・啓発に努め、廃棄物の減量・リサイクルの推進を図る。
- 各種リサイクル法に基づく取組や生ごみ等の廃棄物系バイオマス利活用の推進により、一般廃棄物の更なるリサイクル率の向上を図る。

目標 4-4	産業廃棄物対策(排出抑制・リサイクル・適正処理等)							
	産業廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理等を推進する。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	3章1節 循環型社会の形成に向けた法制度の施行について							
	3章2節 循環型社会を形成する基盤整備							
関係課・室	産業廃棄物課							
指標の名称及び単位	①産業廃棄物の排出量[百万トン] ②産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率[%] ③産業廃棄物の最終処分量[百万トン] ④産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量[g-TEQ/年] ⑤高圧トランス等(PCB 廃棄物)の保管量[万台]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	422	418	419	調査中	調査中	H22年度	458
	②	51.9	51.3	52.1	調査中	調査中	H22年度	47
	③	24	22	20	調査中	調査中	H22年度	30
	④	(H17年) 73	62	58	41	調査中	H22年	50
	⑤	29	30	30	調査中	調査中	H28年	0
目標を設定した根拠等	基準年	①～③平成9年度 ④平成9年 ⑤平成13年度			基準年の値	①410 ②41 ③66 ④1,505 ⑤24		
	根拠等	①～③廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針 ④我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画 ⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画						
評価・分析	【達成の状況】 ○前年度に比べ、産業廃棄物の排出量はほぼ横ばいであるが、再生利用認定制度等により、再生利用、適正処理は着実に進んでいる。平成21年度末時点で、産業廃棄物の再生利用認定制度においては48件が認定を受けており、広域認定制度においては184件が認定を受けた。PCB廃棄物の処理については、平成28年7月までの処理完了という目標に向け、全国的な処理体制を整備し、処理が進展している。優良性評価基準適合確認件数は、前年度に比べ887件増加し、2,968件となり、電子マニフェスト普及率も前年度約14%から約19%となっており、優良な処理業者の育成や電子マニフェストの普及ともに順調に進展しつつある。以上のことから目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。							
	【必要性】 ○産業廃棄物については、平成19年度における排出量は419百万トンであり、基準年と比べるとほぼ横ばい(基準年の約2%増)である。また、再生利用率は約0.8ポイント増52.1%(目標値47%以上)と高水準を維持しており、最終処分量についても20百万トン(目標値30百万トン以下)と、産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類排出量についても41g-TEQ/年(目標値50g-TEQ/年)と順調に減少している。以上の指標の基準年の値、経年変化、目標年及び目標値を総合的に勘案すれば、目標達成に向け順調に成果が得られているが、引き続き発生抑制に取り組んでいく必要がある。 ○廃棄物の発生抑制、再生利用等による減量その他適正な処理を進めることは、我が国の生活環境を保全し、国民の健康を保護するとともに産業活動を持続する上で必要である。 ○これらの取組は資源の投入量を減らし、循環されるものの量を増やし、最終処分量を減らすことにつながり、循環型社会を構築する基盤となる。 ○また、難分解性であり、人の健康及び生活環境に被害が生じる恐れのあるPCB廃棄物は、国内において長期間処分されず保管され続けている状況が続いていることから、国としてPCB廃棄物処理のための体制を構築し、その確実かつ適正な処理を推進することが必要である。 ○産業廃棄物の適正処理を行うために必要な施設である最終処分場について、平成21年11月の環境基準の改訂を受けて、その基準のあり方を検討し、安全・安心な最終処分場を確保していくことが必要である。							
【有効性】 ○産業廃棄物処理施設からのダイオキシン類の排出量については年々削減しており、平成20年度においては前年度の排出量より17g-TEQ削減した。								

	<p>○PCB 廃棄物の処理については、全国5箇所における拠点的広域処理施設の整備を行い、処理を実施しており、平成 28 年 7 月までに処理完了という目標達成に向け、着実に処理を行っている。なお、これまでの処理量(高圧トランス等)は平成 19 年度が 10,466 台、平成 20 年度が 15,319 台である。また、微量 PCB 汚染廃電気機器等については、無害化処理認定の対象に追加(平成 21 年 11 月)するなど、処理体制の整備等を進めている。</p> <p>○石綿含有廃棄物の処理については、平成 18 年に改正廃棄物処理法等が施行され、高度な技術を用いて無害化する処理を行う者を個々に環境大臣が認定する制度が創設された。平成 21 年度末時点で、1 件が認定を受けている。今後、この制度等を利用して、円滑な処理体制を確保していく。</p> <p>○法令に基づく諸手続等については、随時必要に応じて改善を図っている。</p> <p>○第 174 回国会に、廃棄物の適正な処理を確保するため、排出事業者が行う産業廃棄物の保管に係る届出制度の導入、マニフェスト制度の強化、廃棄物処理施設の定期検査制度の導入、廃棄物最終処分場の適正な維持管理を確保するための措置の強化、廃棄物の不法投棄等に関する罰則の強化などを内容とする「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案」を提出した。</p> <p>【効率性】</p> <p>○産業廃棄物課の予算の大部分を占める産業廃棄物処理施設モデル的整備事業及び PCB 処理施設整備事業は、いずれも費用に対する効果を算出しており、効率性も念頭に事業を行っている。</p> <p>○その他の予算については、産業廃棄物の適正処理、発生抑制及び再生利用等を推進するために必要最小限であり、効率性に配慮している。</p>
--	--

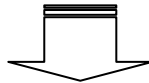


<今後の展開>	
<p>○今後も多量排出事業者対策を含めて、産業廃棄物の発生抑制、再生利用を推進する。また、暴力団排除対策も含めた処理業者の優良化、電子マニフェストの普及等に取り組み、適正処理を進める。</p> <p>○PCB 廃棄物についても、処理体制の構築とともに確実かつ適正な処理の推進を行う。</p> <p>○平成 18 年度の廃棄物処理法改正により創設された無害化処理認定制度を活用し、石綿含有廃棄物の確実な処理を推進する。</p> <p>○安心・安全な産業廃棄物最終処分場の確保に向けて、最終処分場の基準の改正を検討する。</p>	

目標 4-5	廃棄物の不法投棄の防止等							
	不法投棄等の未然防止・拡大防止対策及び残存事案対策、有害な廃棄物の適正な処理の確保等、並びに特定有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保を図る。							
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	3 章 1 節 循環型社会の形成に向けた法制度の施行について							
	3 章 3 節 国際的な循環型社会の構築							
関係課・室	適正処理・不法投棄対策室							
指標の名称及び単位	①産業廃棄物の不法投棄件数 [件] ②産業廃棄物の不法投棄量 [万トン] ③5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数 [件] ④(参考) パーゼル法輸出承認件数 [件] ⑤(参考) パーゼル法輸入承認件数 [件] ⑥(参考) 廃棄物処理法輸出確認件数 [件] ⑦(参考) 廃棄物処理法輸入許可件数 [件]							
指標年度等	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	目標年	目標値	
指標	①	558	554	382	308	平成 22 年末公表予定	H22 年度	H11 年度に対し概ね半減
	②	17.2	13.1	10.2	20.3	平成 22 年末公表予定		
	③	7	4	2	4	平成 22 年末公表予定	H21 年度	0
	④	15	16	55	46	71	—	—

	⑤	29	28	35	36	40	—	—
	⑥	30	23	36	33	27	—	—
	⑦	5	4	6	9	18	—	—
目標を設定した根拠等	基準年	①～③平成 11 年度			基準年の値	① 1,049	②43.3	
	根拠等	①～③不法投棄撲滅アクションプラン						
評価・分析	【達成の状況】							
	<p>○不法投棄等対策については、これまで累次にわたる廃棄物処理法の改正による排出事業者の責任追及の強化、不法投棄等に対する罰則の強化等を行うとともに、ITに加えて衛星画像の活用、地方環境事務所を拠点とした関係機関等との連携による監視・啓発活動及び現地調査や関係法令等に精通した専門家の派遣による都道府県等での行為者等の責任追及の支援等による未然防止・拡大防止対策を着実に推進することにより、不法投棄の件数は減少、量はおおむね減少しており、「不法投棄撲滅アクションプラン」の目標達成等に向けて着実に進展している。</p> <p>○PFOSを含む残留性有機汚染物質(POPs)を含有する廃棄物の適正処理等を確保するため、「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」について技術的知見等を踏まえた改訂を行うとともに、PFOSを含有する廃棄物の適正処理方策等についての検討を行った。また、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂を行った。</p> <p>さらに、放射線障害防止法に基づくクリアランス制度の導入については、同法に基づいて排出されることとなるクリアランス廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するための取組についての検討を進めた。</p> <p>○有害廃棄物等の適正な輸出入等の確保については、地方環境事務所と連携し、バーゼル条約に基づき、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)による厳格な輸出入審査を実施するとともに、有害廃棄物等の輸出入に関する事前相談、立入検査等の充実・強化、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップ等の継続的な開催など、有害廃棄物等の適正な輸出入管理と国際的な循環型社会の形成のための取組を推進している。</p> <p>また、バーゼル法および廃棄物処理法の規制対象物の範囲の明確化のため、中古品であるかどうかを判断する目安となる指針として、6月に使用済みブラウン管テレビの中古判断基準を作成し、同年9月より運用している。さらに、有害廃棄物等の不法輸出入の監視強化のため、前年度に引き続き、10月に「リデュース・リユース・リサイクル(3R)推進月間」の活動の一環として、税関の協力の下、地方環境事務所において、税関における開被検査への立会強化等を行った。</p>							
評価・分析	【必要性】							
	<p>○不法投棄等は、廃棄物処理制度に対する国民の信頼を損なうものであり、その防止等の対策を講じることが必要である。現在の状況としては、種々の施策を講じた結果、不法投棄の新規判明事案の件数では減少し、量も減少傾向にはあるが、依然として不法投棄等の撲滅には至っておらず、今後も撲滅に向けた未然防止・拡大防止対策の強化が必要である。</p> <p>○有害な廃棄物の適正処理の確保等に不可欠な施策であり、国民や社会のニーズに照らし優先度の高いものである。</p> <p>○有害廃棄物等の輸出入は増加傾向にあり、今後も不適正な輸出入が生じないよう税関等の関係省庁と連携し、対策を強化する必要がある。</p>							
評価・分析	【有効性】							
	<p>○不法投棄等の対策として、①地域における意識の向上、②廃棄物処理体制の強化、③制度を支える人材の育成、を柱とする不法投棄撲滅アクションプランを平成16年度に策定した。また、不法投棄等の撲滅に向けた対策として、平成19年度より、5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までを「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」として設定し、国、都道府県等や市民等が連携した監視活動や啓発活動等を行う未然防止・拡大防止対策を実施して、不法投棄等の撲滅を目指している(平成21年度のウィーク期間中に国と都道府県等が連携して実施した事業は83事業)。</p> <p>さらに、累次にわたる廃掃法の改正による排出事業者責任の強化等の規制強化も行っており、その結果、平成20年度の不法投棄の新規判明事案の件数は308件、量は20.3万トンであり、不法投棄件数及び投棄量とも目標値(基準年の値をおおむね半減)を達成した。</p> <p>このほか不法投棄ホットラインを設けて不法投棄等に関する国民からの情報を受け付けており、平成21年度末時点までの通報受付件数は約1,100件であった(うち対応が必要な約550件は都道府県等に連絡し、現地確認等の対応を依頼した)。寄せられた情報をもとに、業者の敷地内での廃棄物の違法な埋立が確認され、業者が撤去を行うなどの効果を上げた。</p> <p>なお、都道府県等が代執行として行う支障の除去等については、平成10年6月17日以降に不法投棄等された事案に関し、産業廃棄物適正処理推進基金の補助により、平成21年度末までに支障の除去等を行った都道府県等に対して、延べ75件の事案に対する代執行経費の支援を行った。平成10年6月16日以前に不法投棄等された事案に関しては、平成15年6月に成立した特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく措置として、平成21年度末までに12事案について都道府県等が定めた特定支障除去等事業に関する実施計画に環境大臣が同意し、都道府県等への支援を実施し、支障の除去等に向けて着実に効果をあげている。</p>							

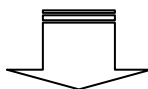
	<p>○PFOSを含む残留性有機汚染物質（POPs）を含有する廃棄物の適正処理等を確保するため、PFOSを含有する廃棄物の適正処理方策等についての検討を行うとともに、「POPs廃農薬の処理に関する技術的留意事項」について技術的知見等を踏まえた改訂を行った。また、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」の改訂を行い、有害な廃棄物の適正処理を確保するための対策を進めた。</p> <p>さらに、放射線障害防止法に基づくクリアランス制度の導入については、同法に基づいて排出されることとなるクリアランス廃棄物等の適正かつ円滑な処理を確保するための取組について検討を進め、文部科学省を中心に検討されている施策に対する環境省としての対応方針の方向が明確となった。</p> <p>○有害廃棄物等の輸出入に関する説明会の実施（全国11カ所開催）、事前相談の実施（約1,800件）、立入検査等により、適正な輸出入の確保のための対策を進めた。</p> <p>中古品と称して廃棄物が輸出されて不適正に処理されることのないよう、6月に使用済みブラウン管テレビの輸出時における中古判断基準を策定して、バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物の範囲を明確化し、同年9月より輸出審査における適用を開始した。</p> <p>アジア地域における情報交換体制（ネットワーク）の構築を進め、アジア各国のバーゼル条約担当者によるワークショップを開催（第6回）及びウェブサイトの運用を行ったほか、不法輸出入事案等に関する政府間の日常的な情報交換により、有害廃棄物等の不法輸出入を抑制した。</p> <p>【効率性】</p> <p>○不法投棄等の不適正処分によって生じた生活環境保全上の支障の除去等を行うには、巨額の費用（例えば、豊島の事案であれば直接処理費用として約280億円、青森・岩手県境の事案であれば約650億円が見積もられている）が必要であり、こうした事態を出来る限り回避するため、未然防止・拡大防止対策を重点化していくことが効率的である。</p> <p>○石綿やPCBなど、過去に使用されて製品中に残存する物質の適正処理が、後になって社会問題となる一方で、適正処理に関する技術的知見が必ずしも十分でないままに次々と新たな化学物質が製造・使用されている。そのため、予防的な見地から、規制対象となる化学物質について、製品の製造、使用段階を含めたライフサイクル全体での有害な廃棄物の発生抑制及び適正処理を可能とするシステムを確立し、それに基づく取組を実施していくことが効率的である。</p> <p>○有害廃棄物等の不法輸出入は、いったん生じると国際問題に発展しやすい性質を有しており（例えば、平成16年には、我が国から中国へ輸出された廃プラに異物が混入していたとして、中国当局から我が国からの廃プラ輸入を全面禁止）、そのような事態を避けるためにも、水際で不法輸出入防止対策を講ずることは効率的である。また、その実施にあたっては、水際を司る税関との現場レベルでの緊密な連携が重要であり、地方環境事務所を活用して迅速に対処することで、効率的な業務を行っているところ。</p>
--	--



<今後の展開>	
	<p>○不法投棄等の対策については、未然防止・拡大防止を図るため、引き続き各ブロックの地方環境事務所を中心とした都道府県等との情報共有等、連携を一層強化するとともに、衛星画像を活用した取組等監視体制の強化を図るための取組を進める。また、現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況等の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけ、計画的に支障除去等事業を展開していく。</p> <p>○製品の製造・使用段階を含めた有害な廃棄物の発生抑制・適正処理のためのライフサイクルマネジメントによる取組を展開することにより、環境中での有害性等が懸念される化学物質の廃棄に伴うリスクを低減し、安心・安全な社会づくりを図る。また、クリアランス廃棄物等のトレーサビリティを確保するための仕組みを構築するとともに、地方環境事務所による排出事業者への立入検査等を実施する。</p> <p>○引き続き、税関等の関係省庁と連携した国内における監視体制の強化、バーゼル法及び廃棄物処理法の規制対象物の明確化、有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジアネットワークの推進等により、アジア地域全体での有害廃棄物等の不法輸出入防止に向けた監視能力を強化し、環境保全上望ましい形での国際的な循環型社会の構築を図る。</p>

目標 4-6	浄化槽の整備によるし尿及び雑排水の適正な処理
	環境保全上効果的である浄化槽の整備による生活排水対策を講ずる。
環境・循環型社会・生物多様性白書における位置づけ	2章 地球環境、大気環境、水環境、土壌環境、地盤環境の保全
	3節 水環境の保全対策

関係課・室	浄化槽推進室							
指標の名称及び単位	① 浄化槽処理人口普及率 [%] ② (間接) 合併処理浄化槽設置基数 [基] ③ (参考) 11条検査受検率(単独処理浄化槽を含む) [%]							
指標年度等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	目標年	目標値	
指標	①	8.37	8.60	8.77	8.82	8.87	H24年度	12.0
	②	2,327,964	2,498,735	2,658,982	2,776,222	2,902,844		
	③	17.9	20.2	23.8	25.7	27.2		
目標を設定した根拠等	基準年	H19年度		基準年の値	8.82			
	根拠等	① 廃棄物処理施設整備計画〔平成20年3月25日閣議決定〕						
評価・分析	【達成の状況】							
	○浄化槽処理人口普及率については、平成24年度に12%という目標(廃棄物処理施設整備計画)の達成には大変な困難が伴うと考えられるが、過去5年間の推移を見ると、8.37%から8.87%に増加し、浄化槽設置基数も57万基以上設置されており、生活排水対策が着実に進展しているといえる。							
	○また、平成21年度予算において、環境負荷の高い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換要件の緩和や、先進的な取組を行う事業を浄化槽整備区域促進特別モデル事業として実施(助成率1/2)するなど、浄化槽整備事業に対する支援のより一層の充実を図っている。							
	【必要性】							
	○人間が活動する上で発生する生活排水は、適切に処理しなければ、水環境の保全及び公衆衛生上問題が発生するおそれがある。こうした汚水処理施設は浄化槽や下水道等があり、それぞれの長所を活かした整備を進めるよう汚水処理関係3省(環境省、農林水産省、国土交通省)合同通知を发出している。特に浄化槽は人口散在地において効率的な整備が可能であり、より少ない費用で整備することができるため、財政面からも活用が望まれるところ。なお、昨年度実施された事業仕分けの際、評価者からの浄化槽の有用性について一定の評価を受けたところ。							
○浄化槽ビジョン(平成19年1月15日)や廃棄物処理施設整備計画において、単独処理から合併処理浄化槽への転換等を含めた浄化槽の面的整備の必要性が示されている。								
【有効性】								
○浄化槽は、水質改善の発現が速やかなこと、排出源で生活排水を処理すること、河川等に流入する水量が確保され流量が維持されることなどから、浄化槽の整備率の上昇と浄化槽市町村整備推進事業に取り組む市町村数の推移に伴い、人口散在地域等において生活排水が適正に処理され、健全な水循環が確保されるものと考えられる。								
○平成20年度末の浄化槽の普及率(浄化槽普及人口の総人口に対する割合)は8.87%と前年度から上昇しており、浄化槽の整備が着実に進捗している。								
【効率性】								
○浄化槽の整備については、中山間地域等、他の汚水処理施設に比べ効率的に設置できる地域を中心に整備を推進している。								
○これまで汚水処理施設整備が進んでいなかった中小市町村に多い中山間地域等の人口散在地域においては、管渠工事を必要としない浄化槽の整備が経済的・効率的である場合が多い。								
○浄化槽は短期間でかつ費用も比較的少なく設置できる特長を有しており、投資効果がすぐ現れる。								
○浄化槽市町村整備推進事業(PFI事業)においては、その具体的な整備・維持管理に当たって民間業者のノウハウ・資金等の活用を図り、効率的に事業を実施している。								



<p><今後の展開></p> <p>○地域の特性にあった汚水処理施設の整備を迅速に行い、生活排水対策を推進するため、浄化槽整備事業の一層の推進を図る。特に単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、国の助成率を引き上げるなど支援の充実を図る。</p> <p>○浄化槽に関するシンポジウム、環境省ホームページ等による積極的な普及啓発、単独処理浄化槽の転換に係る助成制度の積極的活用、法定検査の受検率の向上に向けた取り組み事例の周知等を図ることにより、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や検査の受検率の向上を推進する。</p> <p>○地方公共団体及び浄化槽関係事業者等と連携し、地域の実情に応じた浄化槽の整備推進、及び適切な維持管理体制の充実を図る。</p> <p>○市町村による積極的な浄化槽整備区域の設定において、ノウハウの提供等支援する取組を行う。</p>
--

⑦予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な法律・税制等	
○	循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）
○	循環型社会形成推進基本計画（平成 20 年 3 月）
○	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）（昭和 45 年法律第 137 号）
○	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）（平成 7 年法律第 112 号）
○	特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）（平成 10 年法律第 97 号）
○	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）（平成 12 年法律第 116 号）
○	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）（平成 12 年法律第 104 号）
○	使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）（平成 14 年法律第 87 号）
○	資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）（平成 3 年法律第 48 号）
○	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特措法）（平成 13 年法律第 65 号）
○	農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成 20 年法律第 45 号）
○	特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（産廃特措法）（平成 15 年法律第 98 号）
○	特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（バーゼル法）（平成 4 年法律第 108 号）
○	浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号）
<税制>	
○	再商品化設備等に係る特別償却制度及び廃棄物再生処理施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置等

目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額(百万円)			
	H21	H22	H23 反映	
4-1	①循環型社会形成年次報告策定事務費	14	14	↓
	②循環型社会形成推進基本計画フォローアップ経費（H23 名称変更：循環型社会形成推進基本計画見直しに向けたフォローアップ・高度化推進費）	61	60	↑
	③リデュース・リユースを重視した3R 強化・促進プログラム推進費（H23 名称変更：リデュース・リユースを重視し3R 強化・促進プログラム「見える化」推進費）（統合：4-1-⑦）	18	18	↑
	④低炭素型「地域循環圏」整備推進事業	64	64	↓
	⑤地域からの循環型社会づくり支援事業	56	29	×
	⑥京都議定書目標達成の為の廃棄物部門緊急調査	328	0	
	⑦循環型社会形成推進事業費（H23 名称変更：リデュース・リユースを重視した3R 強化・促進プログラム「見える化」推進費）（統合：4-1-③）	18	18	-
	⑧アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業	153	152	↑
	⑨UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支援	18	16	→
	⑩アジア諸国における3R の戦略的実施支援事業拠出金	28	25	→
	⑪循環型社会推進事業費（地方環境対策分）	29	29	↓
4-2	①廃棄物処理・リサイクル事業連携促進3R 高度化事業（H23 名称変更：循環型社会作りビジネス支援事業）（統合：4-2③、4-2④）	38	67	↑
	②容器包装リサイクル推進事業費	123	73	↑
	③使用済み電気電子機器の有害物質適正処理及びレアメタルリサイクル推進事業費（H23 名称変更：循環型社会作りビジネス支援事業）（統合：4-2①、4-2④）	100	100	-
	④使用済み製品等の総合的なリユース促進事	5	53	-

	業費(H23 名称変更:循環型社会づくりビジネス支援事業) (統合:4-2①、4-2③)			
	⑤家電リサイクル推進事業費	35	31	↓
	⑥資源の有効利用促進に係る適正化事業費	24	13	↓
	⑦食品リサイクル推進事業費	23	17	↓
	⑧建設リサイクル推進事業費	30	14	↓
	⑨循環型社会形成総合情報収集・集積システム構築事業費	19	1	→
4-3	①廃棄物処理施設整備費補助(公共)	19,810	12,256	↓
	②循環型社会形成推進交付金(公共)	54,338	46,873	↓
	③特定化学物質排出量等届出支援システム改善等経費 (H23 名称変更:廃棄物処理等に係る情報提供経費) (統合:4-3④⑧)	8	8	↑
	④廃棄物処理技術等情報提供システム改善経費 (H23 名称変更:廃棄物処理等に係る情報提供費) (統合:4-3③⑧)	6	6	-
	⑤災害等廃棄物処理事業費補助金	794	200	→
	⑥市町村の3R 化改革加速化支援事業	19	-	
	⑦廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業	334	105	×
	⑧廃棄物処理施設入札・契約適正化システム管理・運営費 (H23 名称変更:廃棄物処理等に係る情報提供費) (統合:4-3③④)	10	10	-
	⑨ダイオキシン削減対策総合推進費	12	12	↓
	⑩廃棄物処理施設における温暖化対策事業(特別会計 再掲:1-1) (H23 名称変更:廃棄物エネルギー導入・低炭素促進事業)	2,167	1,300	↑
	⑪廃棄物処理システムにおける温室効果ガス排出抑制対策推進事業(特別会計 再掲:1-1)	50	29	×
	⑫廃棄物処理施設における水銀等排出状況調査	8	8	↑
	⑬広域震災廃棄物対策調査	8	-	
	⑭循環型社会形成推進科学研究費補助金(H23 より「環境研究総合推進費」に統合)	1,803	-	
4-4	①産業廃棄物情報管理システム構築事業費	16	40	↓
	②廃棄物処分基準等設定費	63	80	↑
	③産業廃棄物処理事案対策立入調査指導費(H23 名称変更:産業廃棄物等処理対策推進費) (統合:4-4⑤)	5	5	-
	④産業廃棄物行政人材育成費	8	-	
	⑤産業廃棄物排出・処理状況調査(H23 名称変更:産業廃棄物等処理対策推進費) (統合:4-4③)	16	14	↓
	⑥産業廃棄物処理業優良化推進事業費 (統合:4-4⑪)	33	33	↓
	⑦IT を活用した循環型地域づくり基盤整備事業	159	154	↓
	⑧PCB 廃棄物適正処理対策検討等関連業務(H23 名称変更:PCB 廃棄物適正処理対策推進事業)	28	58	↓
	⑨PCB 廃棄物対策推進費補助金	2,000	2,000	→
	⑩石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業	12	12	→
	⑪産業廃棄物処理業からの暴力団排除対策事業費(H22 名称変更:産業廃棄物処理業優良可推進事業費) (統合:4-4⑥)	6	-	
	⑫廃棄物処理に係る認定審査体制強化モデル事業(地方環境対策)	6	6	↓
	⑬微量PCB混入廃電気機器等の安心・安全で効率的な処理事業	114	-	
4-5	①産業廃棄物不法投棄等防止ネットワーク強化事業(地方環境対策)	10	10	↓
	②産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費	3,670	3,670	→

	補助金			
	③クリアランス廃棄物対策関連費	9	18	↑
	④廃棄物等の越境移動に係る国際的環境問題対策費	77	76	↓
	⑤コンピューター機器廃棄物適正管理事業拠出金	37	34	→
	⑥産業廃棄物適正処理推進費	61	159	↑
4-6	① 浄化槽対策推進費(浄化槽指導普及事業費)	29	53	↓
	② 浄化槽管理士国家試験費	4	4	→
	③ 浄化槽整備推進費	52	52	↓
	④ し尿処理システム国際普及推進事業費	21	20	↓
	⑤ 単独処理浄化槽を対象とした使用状況実態等把握	226	-	

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
4-1-⑤	事業内容の見直しによる。	廃止
4-3-⑦	平成20年度からの3箇年の予定での事業実施であるため。	今後は原座策定中の倍増す活用推進基本計画等を踏まえた別途自供により、引き続きバイオマスの利活用推進を図っていく。
4-3-⑪	平成20年度からの3箇年の予定での事業実施であるため。	これまでの事業結果を踏まえ、今後も別途事業により、廃棄物処理分野における温暖化対策を推進していく。

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に係る府省庁></p> <p><昨年度評価書からの変更点></p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号及び指標名	指標
4-1-①	資源生産性
4-1-②	循環利用率
4-1-③	最終処分量
4-2-①	容器包装リサイクル法に基づく容器包装分別収集量
4-2-②	家電リサイクル法における特定家庭用機器の再商品化率
4-2-③	食品リサイクル法における食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施率
4-2-④	建設リサイクル法における特定建設資材の再資源化等の実施率
4-2-⑤	資源有効利用促進法におけるパソコン及び小形二次電池の自主回収・再資源化率
4-2-⑥	自動車リサイクル法における自動車破砕残さ及びガス発生器(エアバッグ類)の再資源化率
4-2-⑦	(間接)容器包装リサイクル法に基づく分別収集実施市町村数
4-3-①	一般廃棄物の排出量
4-3-②	一般廃棄物のリサイクル率
4-3-③	一般廃棄物の最終処分量
4-3-④	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量
4-3-⑤	(参考)ごみ発電の総発電能力
4-3-⑥	(参考)ごみ発電の総発電量
4-4-①	産業廃棄物の排出量
4-4-②	産業廃棄物のリサイクル(再生利用)率

	4-4-③	産業廃棄物の最終処分量
	4-4-④	産業廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量
	4-4-⑤	高圧トランス等(PCB 廃棄物)の保管量
	4-5-①	産業廃棄物の不法投棄件数
	4-5-②	産業廃棄物の不法投棄量
	4-5-③	5,000 トンを超える産業廃棄物の不法投棄件数
	4-5-④	(参考) バーゼル法輸出承認件数
	4-5-⑤	(参考) バーゼル法輸入承認件数
	4-5-⑥	(参考) 廃棄物処理法輸出確認件数
	4-5-⑦	(参考) 廃棄物処理法輸入許可件数
	4-6-①	浄化槽処理人口普及率
	4-6-②	(間接) 合併処理浄化槽設置基数
	4-6-③	(参考) 11 条検査受検率(単独処理浄化槽を含む)
指標の解説	4-1-①:	GDP/天然資源投入量
	4-1-②:	循環利用量/(循環利用量+天然資源投入量)
	4-1-③:	廃棄物最終処分量
	4-2-①:	容器包装リサイクル法に基づき、市町村等による容器包装廃棄物の分別収集の状況
	4-2-②:	家電リサイクル法に基づき、製造業者及び指定法人等が再商品化等を実施した状況
	4-2-③:	食品リサイクル法に基づき、食品関連事業者が再生利用等を実施した状況
	4-2-④:	建設リサイクル法に基づき、受注者等が特定建設資材の再資源化等を実施した状況
	4-2-⑤:	資源有効利用促進法に基づき、各事業者がパソコン及び小形二次電池を自主回収及び再資源化した状況
	4-2-⑥:	自動車リサイクル法に基づき、自動車製造業者等が引き取った自動車破砕残さ又はガス発生器(エアバッグ類)について再資源化等を実施した状況
	4-2-⑦:	容器包装リサイクル法に基づき、容器包装廃棄物の分別収集を実施している市町村の状況
	4-3-①:	一般廃棄物の排出量は、市町村が回収する「計画収集量」、住民等が直接搬入する「直接搬入量」、住民団体により回収する「資源ごみの集団回収量」の総和である。
	4-3-②:	一般廃棄物のリサイクル率(%)は、〔直接資源化量+中間処理後の再生利用量+集団回収量〕÷〔ごみの総処理量+集団回収量〕×100 で表される。
	4-3-③:	一般廃棄物の最終処分量は、焼却灰等中間処理後の埋立量と直接埋立量の総和である。
	4-3-④:	一般廃棄物焼却炉からのダイオキシン類の排出量は、個々の焼却施設の年間焼却量、ごみ1tあたりの乾き排ガス量及び排ガス中のダイオキシン類濃度の測定結果を用いて推計した値である。
	4-3-⑤:	ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行う能力の総和であり、対象施設は、市町村・一部事務組合等が設置した施設で、当該年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。
	4-3-⑥:	ごみを焼却する時に発生する高温の排出ガスの持つ熱エネルギーを回収し、発電を行った発電量総和であり、対象施設は、市町村・一部事務組合等が設置した施設で、当該年度に着工された施設及び休止施設を含み、廃止施設を除いている。
	4-4-①:	事業者からの産業廃棄物の排出量
	4-4-②:	産業廃棄物排出量のうち、リサイクルされた割合
	4-4-③:	産業廃棄物排出量のうち、最終処分された割合
	4-4-④:	産業廃棄物焼却炉からの年間ダイオキシン類排出量
4-4-⑤:	事業者が保管している高圧トランス等の保管量	
4-5-①:	産業廃棄物に係る廃棄物処理法第 16 条違反の不法投棄事案の新規判明件数	
4-5-②:	産業廃棄物に係る廃棄物処理法第 16 条違反の不法投棄事案の新規判明量	
4-5-③:	4-5-①のうち、1件あたりの不法投棄量が 5,000 トンを超えるもの	
4-5-④:	バーゼル法の規制対象物の輸出に対する承認件数	
4-5-⑤:	バーゼル法の規制対象物の輸入に対する承認件数	
4-5-⑥:	廃棄物処理法の規制対象物の輸出に対する確認件数	
4-5-⑦:	廃棄物処理法の規制対象物の輸入に対する許可件数	
4-6-①:	浄化槽普及人口の総人口に対する割合	
4-6-②:	現在設置されている合併処理浄化槽数	
4-6-③:	浄化槽法第 11 条に基づく定期検査の受検者の割合	
評価に用いた資料等	4-2-①、⑦:	平成 20 年度容器包装リサイクル法に基づく市町村の分別収集及び再商品化の実績について
	4-2-②:	平成 20 年度における家電リサイクル実績について(平成 21 年 6 月 2 日報道発表資料)
	4-2-③:	平成 19 年食品循環資源の再生利用等実態調査結果の概要(農林水産省ホームページ掲載資料)
	4-2-④:	平成 20 年度建設副産物実態調査結果について(平成 22 年 3 月 3 日国土交通省報道発表)
	4-2-⑤:	平成 20 年度資源有効利用促進法に基づく自主回収及び再資源化の各事業者等による実施状況の公表について(環境省ホームページ掲載資料)
	4-2-⑥:	産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクル WG、中央環境審議会廃棄

	<p>物・リサイクル部会自動車リサイクル専門委員会合同会議資料</p> <p>4-3-①～③、⑤、⑥:日本の廃棄物処理 平成19年度版</p> <p>4-3④:廃棄物焼却施設の排ガス中のダイオキシン類濃度等について(平成21年11月30日報道発表資料)</p> <p>4-4-①～③:産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成19年度実績)について</p> <p>4-4-④:廃棄物焼却施設の排ガス中ダイオキシン類濃度等(平成20年度実績)について</p> <p>4-4-⑤:PCB 特別措置法に基づくPCB 廃棄物の保管等の届出の全国集計結果について</p> <p>4-5-⑤:産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成20年度)について</p> <p>4-6-①～③:浄化槽行政組織等調査</p>
--	---



<p>指標に影響を 及ぼす外部要因</p>	<p>4-1-①～③:循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月)</p> <p>4-2-①、⑦:市町村合併</p>
---------------------------	--